

○三鷹市立南部図書館みんなみサポーター規約

(趣旨)

第1条 この規約は、三鷹市立南部図書館みんなみ（以下「南部図書館」という。）におけるサポーターの活動に関する基本事項を定めるものとする。

(サポーター活動の目的)

第2条 三鷹市立南部図書館みんなみサポーター（以下「みんなみサポーター」という。）は、南部図書館の基本コンセプトの考え方にに基づき、南部図書館と協働し、相互の協力と交流を通して市民に親しまれる利用しやすい図書館を実現することを目的として活動を行う。

(活動グループ名及び活動内容)

第3条 活動グループの名称及び活動内容は、次のとおりとする。

(1) 装飾グループ

南部図書館の施設全般の装飾

(2) ガーデニンググループ

まなびてらす及び敷地内のガーデニング

(3) 子ども向けイベントグループ

おはなし会など子ども向けイベントの運営及び実施

(4) みんなみお助け隊

ア 書架整理及び排架

イ 図書資料の修理

ウ 展示に関する企画及び運営

エ その他南部図書館の事業推進に関する活動

2 グループごとの活動に関する事項については、別途定めるものとする。

(サポーターの登録要件)

第4条 みんなみサポーターの登録要件は、南部図書館の基本コンセプトに賛同し、地域に愛される図書館づくりに協働の精神を持って活動できる者とする。

(サポーター登録)

第5条 みんなみサポーターの登録をする者は、三鷹市立南部図書館みんなみサポーター登録申込書（様式第1号）を三鷹市立南部図書館みんなみ館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

(サポーター登録抹消)

第6条 みんなみサポーターの登録抹消を希望する者は、館長にその旨届け出るものとする。

2 みんなみサポーターとして適切でない言動又は行動があったと館長が認める場合は、登録を抹消することができる。

(遵守事項)

第7条 みんなみサポーターは、サポーター活動が公共サービスの一部に携わるものであり、その活動について規律及び責務が伴うことを自覚し活動する。

2 みんなみサポーターは、互いの立場と主体性を尊重し、協働の精神を持って活動する。

3 活動中は、名札を着用する。

4 サポーター活動中は、活動に関すること以外の活動は行わない。

(消耗品等)

第8条 南部図書館は、サポーター活動に必要な消耗品等を支給する。

(事務局)

第9条 みんなみサポーターの事務局を南部図書館に置く。

(保険)

第10条 みんなみサポーターの活動においては、三鷹市市民活動災害補償保険を適用する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年5月1日から施行する。